

「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景

原 史彦

キーワード

「山下家覚書」 山下氏勝 徳川義直 徳川光友 大乳 お尉の方（乾の方） 相応院お亀の方 春姫 山崎左京 聖運寺 至誠院 『名古屋市史』 『士林泝洄』 『源敬様御代御記録』 『尾藩世紀』 『袂草』 『續三尾婦女善行録』

はじめに

山下氏勝（一五六八～一六五四）は、清須城及び城下町を名古屋台地上へ移転させる「清須越し」を提唱した人物として知られる尾張徳川家初代義直（一六〇〇～五〇）の家臣である。清須は水攻めに弱い土地であるため、名古屋・小牧・古渡の三候補地を家康に示し、那古野台地への移転を家康に決断させたことが「尾州旧話略」なる記録を引用した「敬公実録」^①に記されている。

氏勝の経歴については、『名古屋市史 人物編第一』^②に簡略な紹介があり、要約すれば、当時の紀伊藩浅野家との取次を勤め、浅野家二代幸長（一五七六～一六二三）亡き後の家督相続に尽力したこと、大坂の陣の功績により、尾張徳川家中で唯一加増を受けたこと、二代將軍秀忠の尾張徳川家鼠穴邸への元和九年（一六二三）の御成を差配・饗應したこと、寛永六年（一六二九）の江戸城普請における石切場を仕切ったといった事績が挙げられている。中でも大きな功績は、後述するように尾張徳川

家二代光友（一六二五～一七〇〇）の出生に至る経緯に関与し、光友を義直の子として認めさせる役割を果たしたことである。

『名古屋市史』の山下家に関する記事は、註記にある「山下家系譜」・「山下道山覺書」・「山下氏書上」といった史料を基にしたと思われるが、いずれの記録もこれまで所在不明とされていた。また、氏勝関係の文書十三通が平成十五年（二〇〇三）に刈谷市歴史博物館に寄贈されていたものの広く周知に至っていなかったため、一連の文書の解析は、同館学芸員（現在は天津市歴史博物館学芸員）だった五十嵐正也氏による報告^③を待たねばならなかった。この報告が『名古屋市史』以降に出された氏勝に関する唯一の学術成果という状況にある。

ここにおいて、東京大学史料編纂所の「所蔵史料目録データベース」（Hi-CAT）^④上に「山下家覚書」（以下、「本覚書」という。）が掲出されている事が、名古屋城調査研究センター所長・服部英雄氏の指摘により判明した。内容から『名古屋市史』が引用した「山下道山覺書」に該当しないしは類似する記録と思われる。撮影自体は一九一九年に遡り、旧所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だが、この人物の経歴は未詳である。縦二十七糎の右綴じ堅本で、表紙左上隅の二重枠題箋に「山下家覚書」、右上に「東京帝國大學附属圖書館 No.260009」の蔵書ラベル、右下には現在でも同所で使用されている請求記号のラベル「2075

1958」が添付されている。

本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関する十一件の記録が収載されている。掲載文書に筆跡の違いが見られるため、伝来文書の合綴のような体裁である。製作時期が判明する掲載文書の年紀は、元禄十四年（一七〇一）・宝永三年（一七〇六）・享保元年（一七一六）・明和二年（一七六五）・文化元年（一八〇四）だが、氏勝の末子・山下道山（時氏）が著した「創業録」の藩への差し出しをめぐる一件が生じた文化元年時に、本覚書がまとめられた可能性が高い。

記載された内容は、すでに『名古屋市史』であらましが紹介されているが、本覚書はその詳述記録である。本覚書の冒頭に掲載された①「覚（徳川光友生誕に関する）」には、光友の生母・歡喜院お尉の方（乾の方・生年未詳（一六三四）の懷妊を認めるか否かで尾張藩内の意見が割れたこと、光友認知に向けて氏勝が相当の根回しをしたことが具体的に判り興味深い内容となっている。また、これまで諸説あった光友の誕生地も、この記録から裏付けられる。本覚書は山下氏勝の功績を讃えることを目的とするため、我田引水的な表現もあるが、光友誕生に関する記事や、名古屋築城時の浅野家との取次のいきさつは、当事者記録として貴重で、初期尾張藩政史を紐解く一助となる。

本稿ではまず①を基に、光友生母の懷妊から出生後に至る認知交渉の経緯をたどり、正規の手続きを経ずに殿様の子を身ごもった女性に対する処遇の一例を明らかにする。その上で本覚書の翻刻を行った。ただし、紙面の都合上、本稿では①以下、②「覚（山下道智事績に関する）」・③「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛讓状（山下道智所持刀等遺品類の讓渡に関する）」・④「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛覚（家督相続に付、山

下道智所持刀の讓渡に関する）」のみの翻刻とする。次号では⑤「（紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚）」を基に浅野家と名古屋城築城の関わりを紹介する予定のため、⑤以降の翻刻掲載は次号とする。

なお、「光友」の諱は寛文十二年（一六七二）以降の名乗りで、それ以前は「光義」だが、本稿では偏諱下賜以前の状況も説明する関係上、一般的に呼称される「光友」で統一する。

一 山下家の系譜及び『山下家覚書』の構成

尾張藩士の記録『士林沂洄』附録卷第七十三 庚之部 御外戚家によれば、氏勝の曾祖父・大和守氏頼（三郎・勘解由左衛門）は飛騨国荻町城（岐阜県白川村）を本拠とし、飛騨国内の他、越中国砺波郡まで勢力をのばしていたという。父の大和守時慶（三郎左衛門）は、飛騨国の内ヶ島氏に属してその娘智となり、金森長近の飛騨国侵攻を契機として内ヶ島氏と共に豊臣秀吉に仕えた。時慶の二男である氏勝は、小田原陣の際に秀吉の先鋒に属し、後に家康に属して近江国蒲生郡内に領地を賜る。そして、慶長七年（一六〇二）に当時数え三歳の家康九男・義直の傳役になった。また、義直の生母・相応院お亀の方（一五七三～一六四二）の妹・隆正院慕茶（生年未詳（一六四九）⁶）を室としている。

山下家の本姓は藤原、家紋は左三ツ巴紋、氏勝の幼名は万寿丸・半三郎、後に信濃・大和を名乗る。家康の命により大番頭を勤めたことを「此職ノ之始ナリ」と『士林沂洄』は記す。大坂の陣では、「馬廻組及歩行士輕卒」を率いて義直勢に属した。饗応の古礼を知る者として元和元年（一六二六）の正室・春姫を迎える婚礼差配、寛永二年（一六二五）の將軍御成時の饗応役を勤めたことも記される。寛永十年（一六三三）に「寄

合触流頭」の役を拝命した後、同十九年に致仕して家督を長子・氏政に譲り、承応二年（一六五三）十一月二十日に八十六歳で歿した。

山下家は氏勝歿後に二代氏政（市正）が寛文三年（一六六三）に間宮大隅の私婚に連座して改易となり、氏政弟の氏忠（権之助）・氏紹（佐左衛門）・秀氏（市郎兵衛）と共に尾張国を去ることとなった。ただし、氏勝の弟である氏慶の子・氏連（源太左衛門）の系譜が三百石（後、百五十石）の尾張藩士として残った

尾張藩を去った山下家一門の内、氏勝の長子・氏政（市正）の孫・半左衛門と、次子・氏忠（権之助）の子・氏重（仁左衛門）及び氏元（弥三右衛門）は召し返されて、半左衛門と氏重（仁左衛門）は「寄合」となり、氏元（弥三右衛門）は元禄五年（一六九二）に尾張藩附家老・竹腰筑後守友正の同心として二百石を知行した。氏重（仁左衛門）は後に三百石代を賜っている。また、同じく尾張藩を去った氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門）の子・氏長（佐七）は、貞享五年（一六八八）に召し返されて「五十人頭」となり、後に二千石知行の藩士・中村勝親（又蔵）の養子となって名を勝時（又蔵）と改め、中村家を継いだ。

氏勝の末子（第五子）・時氏（武左衛門・道山）は連座せずに五百石の藩士として尾張藩に留まったが、養子とした二代氏政の孫・小左衛門（武左衛門）が元禄十一年（二六九八）に改易となった。しかし、養父・時氏（武左衛門・道山）には月棒二十口の捨扶持が与えられている。この時点で時氏（武左衛門・道山）が当面の山下家名跡継承者となって命脈を保ったことになる。

その後、兄・氏紹の子で中村家を継いでいた勝時（又蔵）に二男・兵五郎が翌元禄十二年に出生したことから、時氏（武左衛門・道山）は、

兵五郎を養子として貰い受け、同十四年に山下の名跡を継がせることが認められた。兵五郎は一問多と改名して氏倫を名乗り、後に三百石代より四百石まで加増されている。（以上、「尾張藩士・山下家系図」参照。）
今回紹介する「山下家覚書」は次の十一件の記録で構成されている。各文書の内容からみて、尾張藩士として続いた山下家の内、氏勝の末子（第五子）・時氏（武左衛門・道山）の養子として家を再興し、事実上、山下家の宗家となった氏倫（兵五郎・一問太）の家に継承された記録とみなせる。

- | | |
|-------------|---|
| 一〇十五丁（表） | ①「覚（徳川光友生誕に関する）」。 |
| 十六〇十七丁（裏） | ②「覚（山下道智事績に関する）」。 |
| 十八〇二十一丁（裏） | ③「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛讓状（山下道智所持刀等遺品類の譲渡に関する）」
享保元年五月十九日。 |
| 二十二〇二十二丁（裏） | ④「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛讓状（家督相続に付、山下道智所持刀の譲渡に関する）」
明和二年五月十九日。 |
| 二十三〇三十四丁（表） | ⑤「（紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚）」。 |
| 三十五〇四十三丁（裏） | ⑥「山下道山（時氏）筆織田宮内（貞幹）宛家督讓願（山下道智業績書上及び家督讓願い）」（元禄十四年）八月廿四日。 |
| 四十四〇四十七丁（表） | ⑦「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛 |

書付（山下道智遺品に関する）」戊卯月日。

四十八〜五十九丁（表）⑧「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛

『道智老御器量之覚』」戊卯月日。

六十〜六十二丁（裏）⑨「（山下道智事績書上）」

六十三〜六十四丁（裏）⑩「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛

申送状（創業録に関する）及び書物覚」宝永三戌十一月二日。

六十五〜七十丁（表）

⑪「（山下一問多宛等創業録御用指出に関する書状三通及び御用指出一件記録）」文化元年二月晦日〜十一月廿六日。

なお、いずれも山下氏勝歿後の記録であるため、氏勝のことは晩年の道号である「道智」と表記している。

①は、光友生母の懷妊・光友の誕生及び認知に氏勝の果たした役割をまとめた覚書で、氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門・道哲）が氏勝より聞きとった内容の写しである。原本は氏紹の子・氏長（佐七・後の中村勝時・生鐵）が養子となって家を継いだ中村又蔵家の所持とする。

②は、氏勝の略歴に関する伝聞経緯や諸記録の所在、氏勝画像の着賛の経緯についての覚である。

③は、氏勝遺品である刀剣の由緒及び継承経緯を記し、氏勝の第三子・氏紹（佐左衛門・道哲）の子・中村勝時（佐七氏長・生鐵）から、山下家の名跡を継承する勝時の次男・一問多（兵五郎・氏倫）へ渡した氏勝遺品刀剣の譲状である。享保元年（一七一六）時の作成。勝時（佐七氏長・生鐵）が中村家の養子となった経緯、勝時の次男・兵五郎が一問多と改

名して山下家の名跡を継承する経緯も判明する。また本状は、勝時（佐七氏長・生鐵）が小森右権次なる人物に代筆させたことも付記されている。

④は、山下氏倫が、明和二年（一七六五）に隠居するにあたり、子の一問多（氏植）へ渡した山下道智所持刀の譲状である。

⑤は、氏勝と浅野家との関係を詳述した覚である。浅野幸長の娘・春姫（一六〇三〜三七）を義直の正室と決定するいきさつ、名古屋築城に浅野家も関与できるように執り計らったいきさつ、幸長歿後、浅野家領の義直への委譲打診を調整し、幸長弟の長晟（一五八六〜一六三二）への継承を相応院お亀の方や家康を通じて斡旋したいいきさつが山下一族の「道増」という人物による氏勝への聞き取りとして詳述される。

⑥は、氏勝の末子（第五子）・道山（時氏）が、兄・氏紹（佐左衛門・道哲）の子・中村勝時（佐七氏長・生鐵）の二男・兵五郎（後の氏倫）へ、山下家の名跡を譲ることを、御国老中・織田宮内（貞幹）へ打診した元禄十四年（一七〇一）の願状である。①を基にした氏勝の業績を記し、氏勝へ与えられた家康の黒印状は、道山（時氏）へ譲られたとする。後半には自身と「泰心院様」（三代綱誠）との関係も述べる。また、この願書は道山（時氏）の自筆であることを「山下一問多」が証している。

⑦は、氏勝の遺品を、時氏（道山）から養子・兵五郎（一問多・氏倫）へ譲る際の譲状である。氏勝宛の家康黒印状や、氏勝所持の刀剣・具足、春屋宗園の墨蹟、諸大名からの書状巻、肖像画の由緒を記し、これら一式を譲ることが記される。

⑧は、「道智老御器量之覚」と題した氏勝の事績書上である。他者から聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年（一六二九）の江戸城普請にお

いて伊豆での石切差配をこなした経緯を兄・氏紹（佐左衛門・道哲）からの聞き取りとして道山（時氏）が詳述する。義直は氏勝を苦手としていたようで、氏勝を光友の「御屬」とするにあたり、四千石への加増を氏勝の正室・隆正院からの願いのようにして取り計らった義直のやり方に「暈をたゞき」て激怒したことが記されていて興味深い。こういった逸話を子孫へ継承するため、道山（時氏）から養子・兵五郎（二問多・氏倫）へ送られた状態で、付記として氏勝肖像の賛の由来も記す。

⑨は、氏勝の事績を漢文調で記す。

⑩は、山下道山（時氏）が記した「創業録」と題する事績録の取扱いに関して、道山（時氏）から養子・兵五郎（二問多・氏倫）に対して宝永三年（一七〇六）に送った申送状である。「泰心院様」（三代綱誠）が「創業録」の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するために再編集・清書した経緯を記す。また、綱誠へ献上する前に山澄了雲等が閲覧を希望したため、殿様への憚りから他人に見せないこと、写しを取らない旨の「誓文状」を取ったこと等を記し、同書を継承する兵五郎に注意を喚起する。また、譲り渡す書籍の目録も付される。

⑪は、文化元年（一八〇四）に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から山下一問多（氏植）へ送られた書状三通と、同書の差し出し及び返却の経緯を記した書上である。上覧後「銀壹枚」が下賜されたようで、年次から尾張徳川家十代斉朝への上覧と考えられる。

以上の内容から本覚書は、文化元年の十代斉朝への「創業録」上覧時に、先祖・氏勝の事績を再確認し、家祖の事績を子孫に継承する上で、当時の山下家に伝えられていた諸史料を収載した記録と見なせよう。

二 光友懐妊経緯

次に①を基に光友の生母・歓喜院お尉の方（乾の方）の懐妊から、義直の子として認知されるに至る経緯をたどることとする。①によれば「御袋様」すなわち、お尉の方が懐妊したことを、まず義直の乳母だった大乳が知り、「御前様」と称されていた正室・春姫の「思召」も「恐多」ため、義直の幼少時より仕えて気心が知れた氏勝にこの一件を相談したのが、氏勝が光友の出生に関与するきっかけになったとする。氏勝は義直生母・相応院お亀の方の妹・隆正院を室としていたため、「相応院様」^江御内證之御相談申上候者之儀」、すなわち内々で相応院に相談できる立場であることも、大乳が相談相手に選んだ理由としている。なお、光友出生に関する経緯は「山下系譜」に記されており、全文が『名古屋市史政治編第一』^⑦に紹介されているが、①にはさらに詳しいいきさつが記されている。

まず大乳が「僉儀」して義直の子を懐妊したことは間違い無いと氏勝へ伝えたところ、氏勝は「先以目出度御事不過之候奉存候」と悦び、春姫が嫁いで「拾余年」になるにも拘わらず、懐妊の兆しが見えないため非常に心許無く思っていたとする。氏勝は慎重に「御袋様」や周囲の者の話を聞いて、義直の子であることを確信した。

そのため、「其時分御用も達被申候衆中」が連座の際に、彼らに懐妊を伝えるも、一座の反応は冷たく、「殿様御子様」^ニ可有御座共難存候うたかせしき儀^ニ有之由」と、義直の子であることが疑わしいと言う者、「加様之御腹之御子様 上様之御甥子 御姪子等とて江戸などへ御下被成候事ハ成間敷候由」と、このような身分の低い者から出生した子を上様の甥・姪として江戸へ下すことなど出来ないと言う者、「兎角疑敷御

子様と申主君^二仕候儀 御家中衆迷惑可仕候間 此度之御事ハ先なき様^二仕度^一と、このような疑わしい子を将来主君と仰ぐのは迷惑であり、今回の懷妊は無かつたことにするようにと言う者、「御前様思召難計候 其上浅野但馬守殿初御一家之思召も如何候はん」と、春姫や春姫の実家・浅野家の心証はいかがかと言う者、また春姫が懷妊しなくても、近頃側室とした「中宮様方御越被成候御方」、すなわち貞松院さい（一六〇八〜八四）が懷妊する可能性もあるので、「とかく此度之御事ハなき様^二仕候て可然^一」、すなわち無かつたことにするようにと、平然と言い放つ者までいる始末であつた。

これに対して氏勝は、「此度之御子様たとひ御男子^二而も 御前様^二御子様御誕生被遊候ハ、いつ^二而も御惣領^二御たて可被成候其時ハ今度之御子様は御二男に成共 又は御家来^二成とも可被遊候^一と、もし誕生するのが男子であつたとしても、春姫が男子を産んだのなら、その子を跡継ぎとし、今回の男子は二男や家来に格下げにしても良いと、跡継ぎにすることを前提としないことを明言する。そして、懷妊に対する疑問に應えるため、徹底して詮議を行い、「御袋様」がここにいたるまで城から出ていないことを確認したとして、父親は義直以外にありえない事を申し述べ、春姫や実家の浅野家を説得する旨で周囲を説くものの「連座いづれも合点無之候」と、誰からも同意は得られなかった。そこで氏勝は江戸の相応院に懷妊の事実を伝えたと、相応院は「不有形御悦被成能様^二とりとゝのへ御子様御誕生被遊候様^二信濃才覚可仕之由^一と、大変喜び、無事出産できるよう「信濃」（氏勝）の才覚に任せる旨の連絡が届いた。

しかし、日を追うごとに懷妊の事実は視認できる状態になるため、城

内の女中が騒ぎ出したことから、「御袋様」は大乳の子である矢崎左京（利光・生年未詳〜一六三一）の屋敷へ引き取られた。誰も取り持つてくれず、氏勝は孤立無援状態で、直接、義直に談判に及んだものの、義直からは「曾^而御覚不被遊候間 其分^ル相心得なき物^二可仕旨 御意御座候^一と、身に覚えが無く、「なき物」にしるとまで言われている。この場合の「なき物」は、無かつたことにしろという意味にも取れるが、文末における述懐箇所「御誕生被遊候御時^者 御生害仕候様^二と強ク被 仰付^一」とあるように、殺害を含む強い言い回しだったことが判る。それでも氏勝は執拗に粘つたが、義直の意思を変えることは出来ず、この義直の態度を知つた「御袋様」は、「御落涙不有形」というありさまだつた。とにかく義直の態度は頑なで、氏勝が何度取り成しても子の存在を認めることはなかつた。

そして、寛永二年（一六二五）七月二十九日午刻に光友が矢崎左京屋敷で誕生する。氏勝は義直に畳みかけ、もし「御袋様」が嘘を言っているならば、城内で不埒な事をした父親が誰かを詮議する必要があること、氏勝は嘘つきの話を信じて筋無きことを申したことで「無面目次第」となるため「覚悟可仕儀」、つまり死を含む「覚悟」を示し、せめて一言でも自分の子であると言つてほしいと義直に迫つた。ここでようやく義直も軟化し、「殊外御赤面^一」してこれまでとは違う話をし始めたと言ふ。

しかしながら義直は猶も強情で、世間ではもう義直の子では無いと噂になつているため、たとえ自分に覚えがあつたとしても手遅れであると逃げ口上を述べ始めた。そこで、氏勝は「此時節強ク不申上候^一ハてハ不成儀と被存慮外をもちへりみ不申種々様々^二申上候^一」と無礼と承知

の上で強く義直を諫言したが、義直も折れず「御子様ニハ難成思召候間とかく急なき様ニ可仕候旨再三強く御意御座候」と、自分の子どもとは認めることはなく、氏勝に急ぐなと強く釘を刺した。その上で「御子様は信濃ニ被下候間」と、子は「信濃」(氏勝)に下されるとの仰せがあったため、少なくとも殺害は撤回されたと「御袋様」ともども安堵し、氏勝は「おんひん」に取り計らうこととした。

それでも子を取り巻く環境は悪く、「御前様被召仕候女中衆 其外之者共」が、「御前様」すなわち春姫が、氏勝や大乳は不屈き者であると「御腹立不大形」だとして、「女中衆あまた悪心をさしはさみ度々 若君様并御袋様へ慮外成儀とも可仕様子共多御座候」と、春姫周囲の者が生まれてきた子やその母に危害を加えようとする動きが起こり、その時は矢崎左京屋敷向いの山本内蔵(生歿年未詳)の屋敷へ避難させていた。山本は相応院お亀の方の姪を妻とする人物で、氏勝とは相応院お亀の方を介した縁者である³³。しかし、「度々御あやうき御事とも御座候」ゆえ、一時は国内の別の場所か、美濃方面へ避難させることも検討しようだが、子を氏勝の屋敷へ移し、氏勝の室・隆正院に養育させたことで、他所へ移る計画は無くなった。

そうしている内に春姫周囲からも、生まれてきた子を春姫の養子とする案が浮上してきたため、春姫や春姫の実家・浅野家とも入魂の関係である氏勝と内々に調停が行われるようになった。その過程で、江戸の相応院お亀の方より子を引き取る旨の連絡が届いた。しかし、氏勝は自分が養育を任された身として、この申し出は断ったが、相応院お亀の方の話は春姫にも伝わったようで、子を相応院お亀の方の下へ送られては正室としての面目が潰れるため、春姫から氏勝に対して子を自分の養子と

して迎え入れるため、相応院お亀の方の下へ送らないようにと懇願されたことが記される。春姫にどういった心情の変化があったか不明ながら、氏勝と春姫とで子の養子縁組の調停が行われ、春姫からも義直に対して説得が試みられるようになった。

春姫は清心という者を義直の下へ送って義直の説得を試みるが、ここに至っても義直は頑なに認知を拒んだ。相応院も後押しして清心は何度も義直の説得を試みるも、義直の態度は変わらなかったため、仕方なく養子の件は「御指置」として、「御城之内へ御おんみつ^二御呼入」という方策を取ることとした。あくまでも正規ではなく非公公式に名古屋城へ呼び入れるというやり方である。「御おんみつ」とはいえ、義直も知っていたようで、このことを聞かされると「少御口ふりや하라せられ候」という態度に見えたことから、光友が二歳の時に、氏勝の室・隆正院が供をしてあくまで「ひそかに」名古屋城内へ移ることとなった。

一方「御袋様」は、子が氏勝屋敷へ移された後も矢崎屋敷に滞在していたものの、ここでは身の危険もあることから、「御袋様」も、氏勝の屋敷に移ることになった。やがて江戸の相応院お亀の方より引取りの打診があったため、氏勝の家臣に守られて江戸へ下向した。「御袋様」は相応院お亀の方屋敷の「長局」で暮らしたが、春姫に対する憚りがあると思ったのか、相応院お亀の方は家康の側室・清雲院お奈津の方の「びくに谷清雲院殿屋敷」の一部を借りて「御袋様」の住居を造れないかと、氏勝に相談をした。氏勝はその心配は無いとし、もし憚りがあるならば同じ建物の中では無く、屋敷地内の長屋の中に部屋を造れば良いと提案し、相応院お亀の方屋敷の「いぬいの方」(北西部)の「御長屋」に部屋を造らせて、そこに「御袋様」を住まわせ、什器調度一切を賄った。

お尉の方を別名「乾の方」と称するのは、おそらくここに由来すると思われる。

なお、相応院お亀の方屋敷の所在については、「敬公実録」⁽⁹⁾の元和五年（一六一九）の条において、「月日不詳」として相応院お亀の方が江戸下向したことが記されているものの、「江戸御屋舗不詳」となっており、尾張徳川家ではその屋敷地を把握していない。相応院お亀の方下向時に存在した尾張徳川家の江戸屋敷は、元和二年拝領の鼠穴邸のみが記録上確認できる唯一の屋敷だが、当時、後に御三家とされる徳川一門家の位置付けは、まだ明確に將軍家の家臣とされておらず親族扱いだったことを考えると、⁽¹⁰⁾拝領当時の鼠穴邸は藩としての屋敷ではなく、義直個人の江戸滞在屋敷といった性格が強かったと考えられる。

そのため、家康の側室・相応院お亀の方もまた、清雲院お奈津の方と同様に、別個に屋敷を与えられた可能性が高い。それゆえに尾張徳川家に相応院お亀の方屋敷の情報が遺らなかつたのではなからうか。残念ながら現時点では、相応院お亀の方屋敷の位置は判らないものの、清雲院お奈津の方屋敷が当初は江戸城の「三之丸脇」に与えられ、⁽¹¹⁾後に「小石川御門内」に移されたことを考えると、相応院お亀の方屋敷も当初は江戸城内に存在した可能性は指摘できる。

とにかく光友懷妊から出生、認知に至る経過は、相当の紆余曲折を得たため、光友は少なくとも名古屋城内に入るまで、殿様の子としての成長儀礼は何一つされておらず、これらの節目は全て氏勝が賄ったこと、相応院お亀の方から相当の感謝を氏勝が受けたことを書き記している。そして、光友と三代將軍家光の長女・千代姫（一六三七〜九八）との婚礼が決まり、光友が將軍家の婿になったことに対して、「ひとへに我等

之覺悟を以加様之目出度御事^ル奉成候」と、自分が一身をかけて果たした役割を強く誇るものの、このことに対して特段のお褒めの言葉は無く、人並みに祝いを言われただけだったことが不満のようで「不及是非儀と被申候」と、文末に義直に対する心情が吐露されている。氏勝に対して特別の労いをすることは、歡喜院お尉の方の懷妊騒動が無用に掘り起こされ、光友の権威に影響を及ぼすことにも成りかねないため、義直としても氏勝を改めて讃えるわけにはいかなかったのだろう。

三 光友生誕地

本覚書を見る限り、お尉の方の懷妊から光友出産に至る経緯は、それを一身で守り通した者の述懐という意味ではほぼ真実とみて差し支えないだろう。そうすると光友が生じた場所は、義直の乳母・大乳の息子である矢崎左京の屋敷ということになる。

光友生誕地について『名古屋市史 政治編 第一』では、先述の「山下家譜」を引用して、「矢崎左京の邸」が出生地である可能性が高いと指摘しているが、その所在地については明示していない。その上で、若宮八幡（現・名古屋市中区の上前津）の向かいの塗師・権右衛門隣の町屋で誕生したので、若宮八幡を光友の産土神とした説や、お尉の方の実家・吉田家の系譜となる都筑家の屋敷があった蒲焼町（現・名古屋市中区錦）で生まれたという説を挙げて、光友の誕生地については明らかではないとしている。若宮八幡前説・蒲焼町説の根拠は不明である。

『源敬様御代御記録』⁽¹²⁾では、「乾御方於名古屋安産、御男子様御誕生、御名 藏人様ト奉称「後出雲」御改ノ年月不詳、」「⁽¹³⁾は割註・筆者加筆・以下同。）」と、その出生地を明らかにしていないが、後世の編纂物であ

る『尾藩世紀』¹³では、寛永二年七月の条に、「廿九日、世子生る。初名藏人、後越後、出雲等ニ改む。世子ハ家女の生処なり。故ニ是日老女大局の邸ニ生る。後世子となるニ及て、五郎八と称す。」とあり、「老女大局」が「大乳」のことを指すのであろう、この者の屋敷で生まれたことが明記されている。

これについて『士林沂洄』附録卷第二百二十九断絶家系辛之部駿河御部屋衆の矢崎左京（利光）の項には、「其母為¹⁴敬公傳母一、号大局一。以^レ故利光於^二駿府^一被^二召出^一、為^二御小性^一。神君賜^二朱章采地四百石^一、一時世以^二為^二美少年^一其後加^二倍二百石^一、附大局ノ宅一、在^二于尾府下車巷^一。瑞公生^二於此宅^一、とあるように、矢崎は義直の「傳母」である「大局」の子として駿府で家康に取り立てられ「御小性」となつて四百石を賜り、さらに「美少年」ゆえに二百石を加増され、「大局ノ宅」に寄宿したとある。場所は「尾府下車巷」、つまり名古屋城下の車町で、ここで「瑞公」すなわち光友が生まれたと記されている。

この「大局」の屋敷は、同書で続けて「大局奉^レ為^二祈禱^一。捨^二其宅^一為^レ寺号^二聖運寺^一。其後聖運寺建^二高原院大夫人ノ廟^一、故^二移^二之ヲ堀川^一、其墟創^二寺^一曰^二至誠院^一。」と記されるように、「大局」が祈祷所とするため、屋敷を廃して「聖運寺」とし、後に同寺に「高原院大夫人」、すなわち春姫の「廟」を建立するため堀川方面へ移転した後、その跡地に「至誠院」が建てられたことになっている。現在でも旧車町である伏見魚ノ棚通（中区丸の内一丁目八番）には至誠院が存在しており（写真1）、この寺地が矢崎左京が寄宿した「大局ノ宅」であり、本覚書でいう「山崎左京屋敷」、すなわち光友生誕の地と考えて差し支えなからう。

ただし、『尾張名所図会』には至誠院の記載は無く、『尾張名陽圖會卷之一』¹⁵の寺由緒記載によれば、「此寺は往古真光院 玄爾大法師といふ人 廣井村に建立す 年暦ハ詳ならず 中興爾觀大法師の時 貞享三年に今の地へうつるとぞ」とあり、現在地への移転は貞享三年（一六八六）とする。

前身の聖運寺は、現在の堀川洲崎橋南東部（中区大須一丁目二五番）に現存しており、『尾張名所図会』には「日蓮宗、安房國小湊村誕生寺末。車の町に多門坊といへる真言宗の廢寺のありし跡に、寛永五年十一月僧日眞此寺を建立し、同十一年今の山號・寺號に改めしを、天和三年こ、にうつせり。」¹⁶と記載する。現在地に移ったのは天和三年（一六八三）だが、車町に寺を建立したのが寛永五年（一六二八）で、それ以前には「多門坊」という真言宗の「廢寺」があつたという。光友の生誕が寛永二年のため、聖運寺建立との時間差は短いが、この後代の記録を信じるならば「大局ノ宅」から直接、聖運寺になつたのではなく、「多門坊」という寺が先に建てられており、早々に「廢寺」になつたようである。聖運寺移転後、至誠院が建てられるまで三年近くの間があくため、それぞれの寺には関連性はないとみてよからう。

なお、この光友生誕比定地だが、現在確認される最古の名古屋図「正保四年名古屋城絵図」（徳川美術館蔵）では、正保四年（一六四七）時の当該地は「町」とするだけで、武家屋敷が存在したことになっていない。「蓬左遷府記稿」¹⁷所載の図1「元和年中名古屋御城下町々并諸士宅地略圖」や、図2「万治年間名古屋絵図」（名古屋城振興協会蔵）でも当該地は町人地表記となっている。このことは、光友生誕比定地の「大局ノ宅」は、武家屋敷のような確固と圍繞された空間ではなく、町並屋敷のよう

な防御性の弱い施設だった可能性がある。
 そのため、危害を加えようとする者は出入りしやすく、安全性が担保できなかったことから、他所への避難も想定されたのであろう。最終的には氏勝の屋敷に引き取ること事なきを得たが、この一件をみても光友が生まれた直後の扱いの悪さが判る。

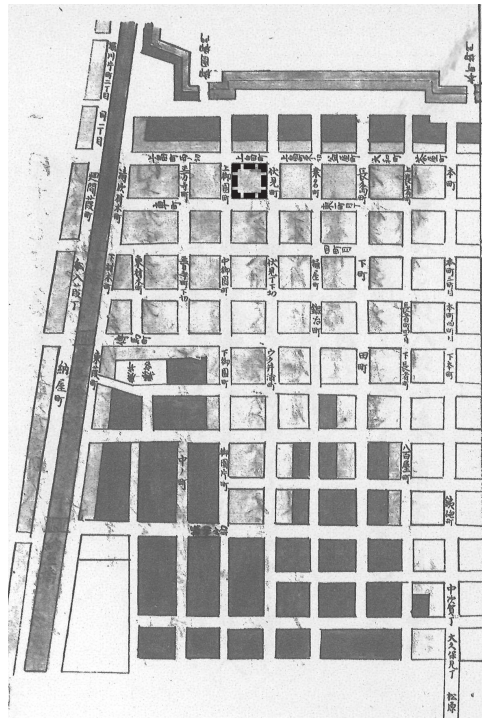


図1 「元和年中名古屋御城下町々并諸士宅地略圖」
 部分（破線は筆者加筆。以下同。）

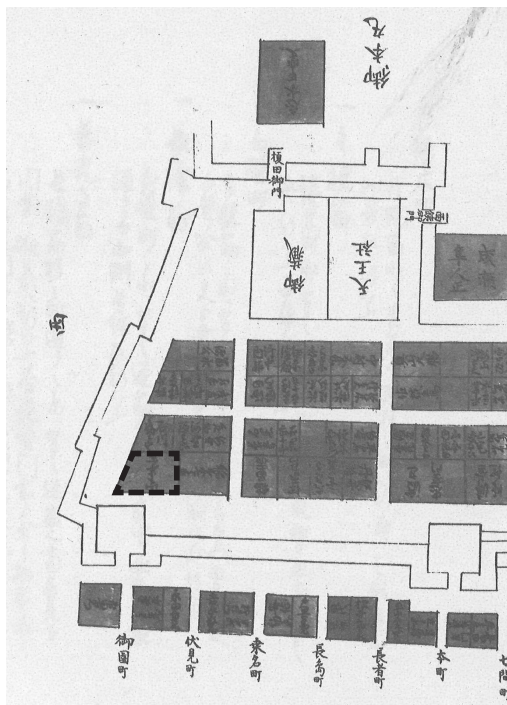


図3 「蓬左遷府紀稿」付図 部分



図2 「蓬左遷府紀稿」付図 部分

山下の屋敷は、確認される最古の丸之内武家屋敷図の図3「蓬左遷府紀稿」付図で、御園御門内に「山下半三郎」の名を確認できる。三之丸郭内の現・愛知県図書館敷地東南部に位置しており、名古屋城へ移される二年弱の間、光友は比較的安全な郭内で庇護された。①の記載によれば、この間、春姫の使者を勤めた清心の屋敷へも光友は遊びに出されており、その際、清心の婢である横井伊織の屋敷へも寄ったことが記されている。横井家に子が多く、遊び相手の役割を担ったらしい。

なお、光友生誕地については、これまで光友が隠居屋敷を構えた大曾根の地を比定する見解があった。¹⁸ 大正二年（一九一三）刊行の『續三尾婦女善行録』¹⁹で、光友は「名古屋東郷渡邊氏の邸に於て」生まれたとし、「今の徳川侯爵の邸中、椿の大樹ある所、光友の胞を埋めし所にして、椿はその記念樹なり」と、現在の徳川園黒門西方の市道中央にある「徳川街園」（名古屋市中東区徳川町六〇九番地・写真2）が光友の胞衣塚という伝承を紹介している。

この椿は「櫻岡の大椿」として名古屋市の名木に数えられ『名古屋市史地理編』²⁰でも「藩主光友の胞衣を埋み、記念の爲に植ゑたるもの」とし、同書刊行当時は周囲十一尺六寸（約三・五メートル）・高さ七間（約一二・七メートル）あったことが記される。現地の案内看板では光友の手植えとまで記されるが根拠はない。名古屋空襲で焼失したため、現在の若木は二代目である。

また、戦前の徳川園には大曾根東屋敷内にあった光友生誕屋敷と称される建物の一部が「清流軒」という名で移設されていたことも、大曾根で光友が生まれた根拠となっている。徳川街園は、近代以降の尾張徳川家名古屋別邸である大曾根邸の正門から現存する黒門に至る屋敷内路の

ロータリー遺構であり、光友胞衣塚らしい雰囲気醸し出しているが、残念ながら近代に創られた寓話の一つと言わざるを得ない。戦災焼失の「清流軒」も、改めてその由緒を再検証する必要がある。

おわりに

光友懷妊から出産に至る経緯は、当時の武家社会における価値観が反映しており、結果として光友は唯一の男子だったことで認知に至るものの、仮に複数の男子が既に存在していた場合、そして殿様の意思に抵抗する者が不在だった場合、殿様の身勝手な意思が優先される可能性が高いことが浮き彫りとなった。

『尾藩世紀』には「後世子となる二及て、五郎八と称す。」とあるように、光友が尾張徳川家の跡継ぎとして認められてより、初めて「五郎八」の名が与えられたわけで、『源敬様御代御記録』では「御名 藏人様ト奉称」後出雲二御改／年月不詳、とあるように、はじめ「藏人」や後に「出雲」と名乗ったのは、あくまでも氏勝による仮名ということであろう。また、尾張徳川家の嫡子に与えられる「五郎太」の名乗りを与えられず、あくまで「八」とするところに、義直の頑なまでの意思が見られる。この先、正室に男子が生まれた場合、いつでも廃嫡する用意があるという意味であろうか。出生地も城内ではなく、現在、至誠院となっている名古屋城下の一画、ということも扱いの低さを物語っている。

光友の「御袋様」、すなわちお尉の方（乾の方）の扱いも等閑である。結果として光友は家督継承できたことで、生母菩提のための歓喜院（後の大森寺）が建立されて永世菩提が弔われるが、郷里を離れた江戸暮らしを余儀なくされた上で、推定二十代後半の寛永十一年（一六三四）二

月十二日には江戸で亡くなるため、尾張徳川家の都合で翻弄された感はない。光友は寛永七年まで出府しないため、子と会えた回数も限定的だろう。また、記録も少なく、『袂草』⁽²⁾巻之十に⁽²⁾かろうじて出自に関する記述がみられる程度である。

同書によれば、「瑞龍院様御母は、大森村百姓何がし、の女なり。むかし、源敬様御鷹野の節、大森村にて手負猪出て、君を目がけ馳来りけるを、民家より小女出て追ひしりぞけたり。其勇氣、男子もおよばざるはたらしきなりければ、深く感じさせ給ひ、御帰りにも出て居るべきよし命ありける故、平伏し居たるに、翌日御呼び出しありて、直に御抱になりし。其節、都筑九郎右衛門娘として出られたり。〔是は都筑の百姓／にてありし故歟〕其後御手かゝり、懷妊して、終に御男子をうめり。瑞龍院様と申奉るは、此御方也。旧井氏説」とあるように、お尉の方は大森村の百姓の娘で、義直が鷹狩りの際に義直に向かった手負いの猪を撃退したことで義直の目に止まったことになっている。

大森には「御膳洞」の地名や、大森東方の「良福寺後山」に「行殿墟」があった由緒が残るため、⁽²²⁾義直がこの近辺に鷹狩りに来ていたのは確かだろう。『袂草』では「吉田甚兵衛姉」とも記す。吉田家はお尉の方の縁により藩士に取り立てられたようで、最盛期には七百石を知行したという。吉田家より分家した藩士・都筑家もゆかりの家として紹介されている。

猪を撃退したという話が、先の『續三尾婦女善行録』では、お尉の方は「骨骼偉壯」であるという体躯だったことになり、義直が通過する際、⁽²³⁾「麥の入りし臼を持ちて之を屋中に入れ、又父の盥中に浴しつゝあるを、父と湯とを盛りたるまゝ、其の盥を兩手に携へ擧げて内に入りたり。」と、

それまで搗いていた麥（麦）入りの臼を抱えて家の中に入れ、父親が行水していた盥を、父親と水が入ったまま持ち上げて運び込んだという驚くべき腕力の女性として描かれている。

成人した光友の怪力記録が散見する中での生母像の創出なのか、同書の出典は不明で、多分に伝説先行の脚色が見られる。尾張徳川家子女の中で、記録の上で唯一の認知騒動があった人物にまつわる話としての脚色だろうか。あるいは史実の一片が内包されるかもしれないが、史料評価は、お尉の方の数奇な生涯を物語る記録の一つという程度に留めるところとする。

註

- (1) 名古屋市蓬左文庫蔵。一三九―七。全六冊の内第一冊。
- (2) 『名古屋市史人物編 第一』名古屋市役所 昭和九年五月二十八日発行。
- (3) 『郷土研究誌 かりや』第四十三号 刈谷市郷土文化研究会 二〇二二（令和四）年三月三十一日発行。刈谷市歴史博物館 永井優香子氏の御教示による。
- (4) 請求記号二〇七五―一〇五八。謄写本。七十丁。
- (5) 『名古屋叢書続編 第十九巻 士林派廻（三）』名古屋市教育委員会 昭和四十三年一月三十一日発行。
- (6) 隆正院の歿年・実名は「志水家系譜全」（市立名古屋図書館蔵書「名古屋市史資料」・徳川美術館所蔵影印本）による。
- (7) 『名古屋市史 政治編 第一』名古屋市役所 大正四年十一月十五日発行。
- (8) 『士林派廻卷九 乙之部 一 御部屋後附衆 山本』名古屋叢書続編 第十七巻 士林派廻（二）名古屋市教育委員会 昭和四十一年一月三十一日発行。
- (9) 名古屋市蓬左文庫蔵。分類番号一三九・七。

- (10) 原史彦「徳川將軍の御成」(石川県立歴史博物館『加賀藩江戸屋敷―本郷邸の儀礼とくらし―』二〇二〇年九月発行。)
- (11) 「幕府祚胤伝一」(『徳川諸家系譜』第二 続群書類従完成会 昭和四十九年八月三十日発行。)
- (12) 徳川林政史研究所編 深井雅海・川島孝一校訂『源敬様御代御記録 第一』八木書店 二〇一五年七月十日発行。引用文中の「」は割註。
- (13) 名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上』名古屋市教育局委員会 昭和六十二年三月三十一日発行。
- (14) 『名古屋叢書続編 第二十巻 士林浜洄(四)』名古屋市教育局委員会 昭和四十三年十一月三十日発行。
- (15) 『愛知郷土資料叢書 第七集 尾張名陽図会』愛知県郷土資料刊行会 昭和四十六年九月二十日復刻刊行。
- (16) 『尾張名所図会』上巻 大日本名所図会刊行会 大正八年一月七日発行。愛知県郷土資料刊行会 昭和四十八年三月二十日再復刻。
- (17) 名古屋市蓬左文庫蔵。加藤品房編・文化十四年(一八一七)序。
分類番号一四七・一一一。
- (18) 『徳川美術館ガイドブック』徳川美術館 平成二十五年一月十七日発行。
- (19) 『續三尾婦女善行録』愛知縣立高等女學校校友會 大正二年十二月一日発行。
- (20) 『名古屋市史 地理編』名古屋市役所 大正五年三月三十日発行。
- (21) 『名古屋叢書第二十三巻 隨筆編(六) 袂草 正事記』名古屋市教育局委員会 昭和三十九年一月三十日発行。
- (22) 『張州雜誌』第九十三 春日井郡(『張州雜誌』第十二巻 愛知県郷土資料刊行会 昭和五十一年十一月二十八日発行。)

史料「山下家覚書」

【表紙題箋】

山下家覚書

【中表紙】

覚

【本文】

光義様御誕生被遊候前後之事道智へ様子相尋／候処申聞候ハ先 御袋様

御懷人被遊御月数も／^重わり候て大乳迄御袋様被仰候ハ 義直様御／

子様御懷人被遊候 其趣委細段々御物語被成候／大乳被存候ハ 御前様思召恐多候間 御子様御誕／生之御事ハ何共分別ニ難及候 山下信濃儀ハ

義直様御幼少之御時^ら御奉公被申上候故 御心／安も可被思召候 其上相應院様江御内證之御／相談申上候者之儀候間 信濃方へ談合可仕之由

／被申 大乳則道智方へ被参 委細之趣被申聞候 其／時道智^者信濃と申候 先以目出度御事不過之候／奉存候 併まことしからざるよし被申候へハ

大／乳被申候ハ能く 僉儀仕候ニ少もうたかひ申へ／き所も御さなく由被申候 其時道智被申候ハ

御前様御興入候て拾余年ニ成申候得共いまた

御子様御出生不被遊候

義直様今年は年廿六^才被為成候へハ 御子様御／出生之御事多年奉願候 併實定之處是のミ無御／心元存候由被申候 其時大乳被申候^者とかく御／懷人之御方^ニ前後之子細信濃守具^ニ被承可然之／由被申候依之 御袋様

へ被承届候へハ猶以

御子様之御儀うたかひ可申處も無御座候由就／夫 御袋様御申被成候趣其時分御用も達被申／候衆中連座之時分被申出候へ^者何レも被申候／ハ疑敷

殿様御子様^{ニ而}可有御座共難存候うたか／わしき儀^{ニ而}有之由申仁御座候加様之御腹之

御子様 上様之御甥子 御姪子等とて江戸なと／へ御下被成候事ハ成間敷候由申方も御座候 又

御子様ハいつ^{ニ而}も御出生可被遊候間 兎角疑／敷御子様と申主君^ニ仕候儀 御家中衆迷惑可仕／候間 此度之御事ハ先なき様^ニ仕度と申人も御／座候 又御前様思召難計候 其上浅野但馬守殿初／御一家之思召も如何候ハんと申仁も御座候 又

御前様^ニ御子様御出生不被遊候とても近頃

中宮様^方御越被成候御方之御腹^ニも定^{ニ而}御子／様御出生可被遊候 左様^ニも候へハとかく此度／之御事ハなき様^ニ仕候て可然と申方も御座候／此外種々様々^方申者とも多御座候 又有無之僉／儀をも不申仁も御座候由其時道智被申候ハ先

御前様御興入候て拾余年^ニ成申候へ共 御子／様無御座候 毎もいつれも寄合申候節ハ御子様／御誕生被遊候様^ニと願申事候 此度之御子様た／とひ御男子^{ニ而}も 御前様^ニ御子様御誕生被／遊候ハ、いつ^{ニ而}も御惣領^ニ御たて可被成候／其時ハ今度之御子様は御二男に成共 又は御家／来^ニ成とも可被遊候 又上様之御まへ、御出シ／被成事難成可有之由 曾^{ニ而}難心得く上^方下^方至／まで腹之かまひハなき物^方て候 又御子様之御／事う

たかひ被存候 段々被申分尤之儀^ニ候 我等も／此段如何と存候故 強ク僉儀仕候 御懷人以前^方

御袋様大乳^江御断被仰候ハ 少思召候子細御座／候間 自今以後御城外わき／へも御出有間敷由／かた／御申 其以後ハ終^ニ御城^方御出無御座候／由大乳も被申上 其日数を以僉儀仕候へハ 此段／もうたかひ無御座候 其上御袋様之御誓紙文も／御座候 扱又 御前様之思召ハ不苦存候 只今御／腹立御座候とても後々ハ別儀も御座有間敷候／但馬守殿被仰様も有之間敷候 其上うたかひも／無御座候

御子様を何とて御出生不被遊様^ニ可仕と道智／種々被申候へ共連座いづれも合点無之候 扱右／之通 御袋様并^ニ大乳へも御物語被申候へハ／少もうたかひなき御事^ニ候間 信濃才覚を以御／子様御出生被遊候様^ニ御頼被成候由様々之被／仰様御座候 其節は相應院様江戸^ニ御座候故

御子様御懷人被遊候趣前後之御子様具々道智／^方被申上候 大乳^方も被申上候

相應院様不大形御悦被成能様^ニとりとゝのへ／御子様御誕生被遊候様^ニ信濃才覚可仕之由被仰／下候 弥月数も^重わり御懷人と相見へ申故／御城女中之内^{ニ而}かれこれと申分も出来不可／然儀共御座候故 御煩と申なし 先大乳之子矢崎／左京屋敷迄御引越 大乳居被申候所へ奉入候 扱／又道智御用を達シ被申候衆へ 御袋様之御申／被成候様子も被承届可然様^ニ相談可有之儀と／再三申候へ共 取持申人無御座候 此上は道智^ニ／人申上候ても不苦儀と被存 御子様御懷人被遊／候趣委細^ニ被申上候へハ 義直様曾^{ニ而}御覚不／被遊候間 其分^方相心得なき物^ニ可仕旨 御意／御座候 其時道智大^ニ行當様々^方被申上候へ共／右之 御意少も替り不申 扱其後大乳 御袋様／へも曾^{ニ而}御覚不被成候 御意之趣申候へハ 少／も偽り申上

ル儀^ニも無御座候 上と下之儀^ニ候へハちから不及之由御申 御袋様御伏しつ之御落涙不大形御迷惑被成候 道智其後も弥委／細^ニ被承候へハ御子様^ニ少もうたかふ所無／御座候之故 又御序^ニを以色々被申上候 御子様／御誕生被遊候御沙汰御いや^ニ被 思召も御座／候ハ、信濃才覚仕可成程おんひん^ニ仕かくし／置可奉候 御成人被遊可然御生付^ニも御座候／ハ、御家中^ニ成共被遊様は色々御座候と様々／被申上候得共 最前之御意^ニ替ル御事も無御／座 御才覚不被遊由 強ク被仰聞候故可仕様も無／御座罷立候 扱何角日数相延申内^ル 御月数も^重／わり寛永二年丑七月廿九日午刻若殿様御誕生／被遊候 道智御よな^ル 御家之御紋有之物之由／申傳候故 其時御用も達被申衆之内^ニ三人^ル 御／よな見せ申候 御よなハ大キ成木之葉之様成物一／ツ見へ申候之故 道智申候ハ 是ハあおふひの御／紋^ニ可有御座候 丸之内^ニあおふひの葉三つ／つけ御紋^ニ仕候ハ人作^ニ候一葉^ルてもあお／ふひ葉^ニ似申物御座候へハ 御紋^ニうたかひ無／御座事と申候へ共見申衆合点不参由被申上^候 尤／道智も慥^ニ御紋とハ見不申候得共 御袋様御／申被成候御口上少もうろん成御事無御座候故／御よな見申候時も右之通^ニ被申候 其節ハ御よ／なを繪圖^ニ仕候由 扱又道智重^ニ御前へ罷出 御／誕生被遊候趣申上 御袋様右^ル御申被成候通／弥具^ニ申上候 併右^ル 御子様之御覚無御座候／由度々 御意御座候 女性偽申上候ハ、女性之／儀ハ勿論 今度誕生之男子之父込も御僉儀可有／御座事と奉存候 若又 御子様^ニ御座候はと／がなき 御袋様 御子様をも急度被仰付候儀／御座有問敷義^ニ奉存候 扱又信濃儀^者 女性之頼／申とて筋なきこと申上候と諸人嘲不大形由風／聞及承候 無面目次第^ニ存迷惑仕候 此上ハ信濃／も覚悟可仕儀と存候 若 御子様之御覚も御座／候て 御袋様御命をも御つき 若君様をも御／成長被遊候様^ニ共思召なお

され候ハ、 御子／様と御座候御意御一言被 仰聞被下候様^ニと／種々様々^ニ申上候へハしはし御思案被遊 最前／之御意と相違之處思召候やらん 殊外御赤面被／遊 其後被 仰出候ハたとひ御子様之御覚御座／候ても 諸人御子様^ニては御座有問敷之由申候／通御聞及被成候 さも候へハ 御子様と思召候／^ニも只今被 仰出候儀難成候間 いそぎなき様^ニ可仕之由 堅ク被 仰出候 其時道智被申上候／ハ 御子様^ニて無御座候と諸人風聞仕候ハ 兼／々御覚無御座候之由 御意御座候通 承傳申事／御座候 殿様御子様と被 仰出候ハ、誰人／か 御子様^ニ無御座候と申者可有御座候哉／御為^ニも不苦御事と奉存候間 御子様^ニ被遊／様^ニとさま、申上候然共 御子様^ニハ難成／思召候間 とかく急なき様^ニ可仕候旨再三強ク御意御座候 道智此時節強ク不申上候ハてハ不／成儀と被存 慮外をもかへりみ不申 種々様々^ニ申上候へハ 其時御意^ニハ信濃無理成事申上候／併信濃能々僉儀仕うたかひもなく存定候ハ、御子様は信濃^ニ被下候間 とにかくも仕候様^ニと 御意御座候 其時道智被申上候^者 御幼少之／御時^ル御奉公も申上候故 慮外成儀とも様々申／上候處^ル加様^ニ被 仰出候儀難有ク忝奉存候 御子様之御事ハ成程おんひん^ニ仕 私房^ニ可奉／入置候由申上ケ 御前罷出 即刻 御袋様并大／乳へ 御意之通被申候へハ 不大形御悦 御袋／様御手を御合御満足被成候趣 度々被 仰聞候／由 扱 若君様 矢崎屋敷^ル道智所へ奉移候 隆／正院御守仕候 矢崎屋敷^ニ被成御座候内 御前／様被召仕候女中衆 其外之者共^ニも 若君様御／誕生被遊候儀を承傳色々^ニ取なし 御子様^ニハ無御座候 御前様御腹立不大形候 信濃并／大乳不届^ニ被 思召候由申なし 女中衆あまた／悪心をさしはさ^ニ度々 若

君様并御袋様へ／慮外成儀とも可仕様子共多御座候 其時節ハ矢／崎屋敷向山本内蔵助屋敷^江 若君様御かくれ／被成候 内蔵助儀ハ道智縁類故かね々申合候 度／々御あやうき御事とも御座候故 名古屋之御住／居も被成かたく御座候故 御国はしめ又ハ濃州／邊へも御しのひ可被成か大乳も道智へ相談／御座候 其内ニ道智かたへ成シ奉り候故 他国之／之儀ハ御延引被成候 扱其後 御前様被召仕候／衆中まで道智御内證被申候者 御子様御誕生／被遊候間 御養子ニ被成 乍恐御尤ニ奉存候 信濃／儀ハ浅野紀伊守殿初 但馬守殿迄別^而御念頃^尔／御座候 就夫 御前様も御念頃ニ御意御座候故／一入御内證申上候 とかく御養子ニ被遊可然御／事ニ奉存候由被申上候へ共 御取次も無御座候／右之段々 相應院様於江戸御間被成 義直様／之御子様ニ少も御まかひも無御座候之故 若此／上ハ 若君様^尔御大事も出来可申かと被 思／召 ひそかに江戸へ御下シ被成 相應院様ニ御／置可被成之由 道智へ仰被下候 然とも道智被申／上候^者 御子様之御事ハ道智ニ御預被成候間／江戸へ御下向之儀ハ難成儀と被申上候 扱又

相應院様御呼下シ被成度との思召御座候節
御前様方道智隆正院へ御使^而被 仰下候ハ
御子様御誕生被遊候儀 目出度被 思召候 近日
殿様へ被仰上 御養子ニ可被遊候間 左様相心得／其内弥御馳走可仕候 又相應院様方御子様／を江戸へ御引取可被成之風聞仕候 若左様之儀／も御座候へハ 御前様別^而御迷惑ニ被 思召／候 浅野但馬守殿を初 御一門中之思召も御迷惑／被遊候 御養子ニ相済申込ハ信濃夫婦^江御子／様御預ケ被成候間 必江戸へ御下向不被遊候様／ニ可仕之旨 堅ク御頼被成候由色々御念頃ニ被／仰下候故 御意之趣奉畏候 御養子ニ可被成候／旨結構

成思召 乍恐御尤ニ奉存候由申上 扱其後

御前様方清心を御使^ニ御頼 御子様御誕生被遊／候儀御間被成候間 御養子ニ被成度之由 義直／様へ被仰上候 然共 御子様之儀 義直様御存／知不被遊之由 御意^而曾^而御聞入も無御座候／其後も清心為御使切々被申上候 相應院様方／も清心方^江御文^ニ者 御養子之御事 色々御きも／いり被遊候へ共 義直様曾^而御合点無御座候／依之御養子之御事ハ御指置 先 御城之内へ御／おんみつ^而 御呼入被成度之由被 仰上候へ／ハ少御口ふりやはらかせられ候^ニ付 御前様／より道智へ右之所委細被仰下 光義様御^ニ歳之御時 隆正院御供被仕 ひそかに 御城へ御／入被成候 扱又 光義様 道智所ニ被成御座候／内清心方へ少之内被為成候是ハ御養子之御使を／も被仕候 其上道智と一所之儀ニ御座候故 右之／通ニ御座候 清心方横井伊織方へも半日斗ツ／、被為入候 是ハ伊織子共多ク御座候故 御あそ／ひ被成ためと^{清心}被申候 伊織儀ハ清心智^ニて御座／候方御袋様之御事ハ大乳御馳走^而矢崎屋敷／ニ被成御座候得共 御城女中之出入しけく／御迷惑被遊候 大乳も旁はゞかり被申候故

御袋様も其以後道智屋敷へ御移被成 其後
相應院様御引取被成候 其節ハ道智召仕之者と／も御供ニ被申付 江戸へ御下り 相應院様長局／之内ニ御入被成候 其後道智江戸へ被罷下候節 相應院様被仰候へハびくに谷清雲院殿屋敷之／内少御かり被成候間 御家作り被成度之由 御意／被成候 何之御用^而候と申上候へハ 御袋様／と御一所ニ御座候儀 御前様へ御憚被成候間 御袋様御入置被成ためニ御作り被成度之旨被／仰聞候 其時道智申上候ハ是ハ存之外成御事ニ／御座候 今程ハ若他所ニ御座候共御引取可被成／御事ニ候 御家之内ニ御置候事御はゞかり^ニ思／召候ハ、御長屋^ニいへ屋を

作り可申由申上ケ

相應院様御かまへいぬいの方の御長屋之内ニ御部家作り 諸色相調奉入候其時も御袋様前後ノ之儀被 仰出御礼中々難述尽由御懷人之内ノ御誕生之前後御七夜御宮參 御城へ被為入候ノ御時もとより道智屋敷ニ被成御座候内 御袋ノ様江戸へ御下り被成候時節いづれも 上々様ノ方々之御かまひ無御座候故 道智一人之覚悟をノ以種々様々取ととのへ奉り候由申候扱又

光義様御三歳之御時 道智江戸へ罷下候其時 相應院様 道智へ御尋被成候ハ 光義様御事

義直様御子様ニ被成候儀 強ク御いやニ思召候ノ若御むまれつき悪敷も御座候哉と色々御尋被ノ成候 道智被申上候ハ 御むまれ付残所も無御座ノ候 常人之生付とハ御替り被成候 うたかひもなき 御子様ニて御座候間御氣遣不被遊様ニト申上候 扱其後 光義様御九歳ニ而江戸へ御下ノ向被遊候其時 相應院様 道智へ御意被遊候ノハ御三歳之時信濃申候通少も違申事無御座候ノ常々御聞及被成候も御むまれ付能御利はつノて一入御満足被遊候ひとへに信濃覚悟故

御子様ニ成シ奉り候とて色々御褒美御念頃ノ不大形由申候 扱其後 光義様へ姫君様御縁邊ノ被 仰出御座候て 其以後 義直様御上国被遊ノ候其時 道智 御前へ御目見_ル被罷出候_ヘ者 今ノ度於江戸 右兵衛督様へ姫君様御縁組被 仰出ノ別_ニ御満足被遊候由被 仰聞 色々御悦之ノ御意とも御座候 道智宿_江被罷帰被申候ハ

光義様御懷人之御時分ハ曾_而御覺も不被遊候ノ間なき様ニ可仕之旨強ク御意 扱御誕生被遊ノ候御時者御生害仕候様ニと強ク被 仰付候 其ノ節色々様々ニ申上ケ 御成長被遊 只今 公方様ノ之御智君ニ被為成もひと

へに我等我抔之覚悟を以加ノ様之目出度御事_ル奉成候 然所御念頃之 御意ノも無御座候て人並ニ被 思召候處 不及是非儀ノと被申候 右之外も色々有之候へ共先有増如此ノ候以上

右ハ山下佐左衛門 父道智へ尋承書記置候ノ由 其写先年私へも一通佐左衛門相渡于今ノ所持仕候本紀ハ定_而今之中村又藏方ニ可有御座候

覺

一大殿様御誕生之御時 山下道智御奉公之品々ノ山下佐左衛門 先年父道智へ尋承候趣書記置ノ候 本書ハ中村又藏方ニ可有御座候 加様之儀ノ當時存候方無御座候 沢村三左衛門方其節之ノ事覺被語申候由 先年成田兵助物語ニ候 三左ノ衛門方ハ矢崎左京召仕之者語申候由 大乳所ノへ道智何も同道ニ而參僉儀有之いづれもハノ先へ被帰候 道智ハ跡方追付候とて道智さうノりをはき申候とて御子ニせでハ置間敷と獨ノ言被申候きつき人ニ而候と申候なと、三左ノ衛門方物語之由 兵助私ハ物語ニ候 矢崎左京ノハ大乳の子_ルて大乳ハ 源敬様之御乳人ニ而候 左京子孫于今有之候

一源敬様御當歳か御二歳之御時 権現様_五津ノ金修理を御守ニ被 仰付候 源敬様御三歳ノ之御時 権現様_五山下道智を御屬被成候 駿河ノ之御城_ルて五郎太様衆ハ内ノ百間長屋外ノノ百間長屋請取被居候由 内外をわけ一方ハ津ノ金修理支配 一方ハ山下道智支配ニ而候 此節ノ頭立候者ハ修理 道智計ニ而外ニハ無御座候ノ右支配ニ逢候人々後迄生殘候衆物語私などノも承候 頭立候衆御屬被成候ハ 御成長被遊候ノての事ニ候 修理 道智ハ御人初之者ニ候 間宮ノ大隅 長野休心などハ御小性之由 一山下道智繪像之讚ハ堀勘兵衛書之 是又山下ノ佐左衛門父道智ニ承候

趣_ニ候 本繪像_ニ讚有_ノ之ハ中村又藏方_ニ可有御座候 此讚_ニも道智_ノ御奉公之品々相見_ヘ候

一高源院様之御父浅野紀伊守殿御卒去跡職御_ノ舍弟但馬守殿へ被仰付候節 道智取扱仕候 此_ノ書付ハ先年松平紀伊守殿ハ浅野但馬守殿御_ノ子之事_ニ候之故 紀伊守殿家老衆へ子細候て_ノ佐左衛門見せ申候とて書立候由 其写を私へ_ノも佐左衛門方より越申候 是又苗書ハ中村又藏_ノ方_ニ可有御座候 以上

覚

山下大和守藤原氏勝三男山下佐左衛門尉藤_ノ原氏紹 貞享三丙寅年御煩被成御氣色段々御_ノ快然も無御座候 養生被成候 我等事中村家繼_ノ子無之兼_ニ中村家へ養子被仰付候得_者外_ニ男子も無御座_ニ付 我等末々男子兄弟有之候_ノハ、壹人_者山下藤原氏_ニ申付 此三原一乗刀_ノ一腰并来國俊脇指一腰相渡可申旨仰_ニ而 則_ノ右二腰御由緒等御咄被成 我等へ御渡被成預置_ノ申候

白鞘入花色紗綾袋入

三原一乗刀

一腰

寛文三年極五枚折紙添

三原一乗刀拵

切羽鰯鴈目金

目貫 赤銅金二疋連しやち

柄 白鯨糸ちや

ふち 四分一金けほり
鰶笠のすかし

さやくろし

下緒ちや

袋有り

右刀ハ山下大和守氏勝御所持被成 元来日蓮_ノ御宗門_ニ而 御座候付 常々御大切之御所持_ニ御座候 有時出火仕儀有之 大火_ニ及御防為被_ノ成 屋祢高ク御揚御支配被成候節 屋祢踏貫ケ_ノ不計所へ御落被成 然所其下_ニ大キ成井戸有_ノ之 此所へ落かゝり井底へ落入候ハ、生死も_ノ危ク有之処 井筒_ニ右御刀横たへ御懸り被成_ノ誠あやうき事御遁被成候ケ様成儀度々御座候へ共一乗妙典御信心被成_ノ候故と此御刀別_ニ而 御秘藏被成候 依之三男山_ノ下氏紹日蓮宗故 右之儀被仰達 氏紹へ御渡被_ノ成候由御物語共有之候

白鞘入純子袋入

来國俊

一腰

四枚五両札有

拵

切羽鰯鴈目金

目貫 金之龍

さめ 白糸くろ

ふち 赤銅むし

鐺 赤銅むし

さやくろし

下緒黒いと

袋有り

右御脇指山下大和守氏勝御所持被成候 長刀／直物ニ有之候 元来大物切
成物ニ候故 別御／大切ニ御秘藏被成候由 山下氏紹へ御渡被成／候由御
物語共ニ有之候／氏紹御不例次第ニ御重り被成 御養生不被為／叶 貞享
三丙寅年五月十九日終御逝去六十七／日蓮宗啓運山法花寺へ奉葬道哲居
士ニ送成／候 其以後中村家致相續 道哲居士御存生ニ被／仰置候者 男子
兄弟も候ハ、一人 山下氏為／名乗置 彼是申含メ右二腰慥ニ相届可申旨
仰／候處 元禄十二己卯年六月男子出生 次男山／下兵五郎と為名乗置
申候 拾四歳之節始御／奉公被 召出 段々御役替等被 仰付 道哲老／
思召御遺言之通も相叶 名ヲも一問多ニ改名／名乗氏倫ニ為名乗 旁満足不
過之候 當年拾八／歳ニ罷成被申候付 熟至時節中ニ付 右道哲居／士被仰
置候趣 委細申達右二腰刀三原一乗 脇／指来國俊 相渡之候 永ク所持可
有之候 以上

中村又藏源勝時

(「勝藏」印写) (花押写)

享保元丙申年／五月十九日

山下一問多殿

以自筆以書之處 氣色遣ニ有之故 小森右権次／ニ為書写申者也 氣色も能
候ハ、自筆可申義／也

覚

一 我等儀及老年眼病相煩難相勤 隠居奉願候處 今／日願之通被 仰
付 家督無相違 居屋敷共御自／分江被下置 難有仕合奉存候 仍之道智老
五三／原一乗刀 来國俊脇差 道哲老江御譲り御所持／被成候 道哲老
被仰置候ハ 末々山下為名乗候／子孫江御譲有之様ニと由緒御物語被成候
而亡父生鐵老江御渡被置候処 我等御名字名乗十／八歳 于時享保元丙申
五月十九日右二腰并由／緒書御渡 先祖思召ニ致所持候處 今日家督／
相続被 仰付 右二腰共相譲り本望之至候 永／ク所持可有之者也

山下佐左衛門藤原氏倫

(印形) (花押写)

明和二年乙酉／五月十九日

山下一問多殿

(後略)

* 改行は「／」、割註は「江」、抹消は抹消線で示した。

勝時

本史料翻刻にあたり、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏よりご助言・校正をいただいた。また、画像掲載について名古屋市蓬左文庫学芸員・星子桃子氏に便宜を図っていただいた。厚く御礼申し上げる次第である。



写真1 現在の至誠院



写真2 徳川街園（伝光友胞衣塚）

《Title》

An Analysis on the Background for the birth of Owari Tokugawa 2'nd Mitsutomo , from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki Yamashita Ujikatsu Tokugawa Yoshinao

Tokugawa Mitsutomo O-chichi Ojo-no-kata So-o-in Okame-no-kata

Haruhime Yamazaki Sakyo Shounji twmple Shiseiin temple Nagoyashi-shi Shirinsokai

Genkeisama-ondai-onkiroku Bihanseiki Tamotogusa

Zoku-Sanbi-Fujozenkoroku

尾張藩士・山下家系図

